

## 公益財団法人千里リサイクルプラザ会員規約

制 定 平成 4 年 3 月 23 日 規約 1  
最近改正 令和 元年 11 月 19 日 規約 1

公益財団法人千里リサイクルプラザ定款第 4 5 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人千里リサイクルプラザ会員規約を定める。

### (会員)

第 1 条 会員は、普通会员及び特別会員とし、プラザメイトと呼称する。

2 普通会员は、個人及び法人並びにその他の団体とする。

3 特別会員は、国及び地方公共団体並びにこれに準じる団体、その他理事長が特別に認めた者とする。

### (入会)

第 2 条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

2 理事長は、入会を承認したときは登録のうえ、その旨を申込者に通知するものとする。

3 入会を承認された者は、通知を受けた日から 1 ヶ月以内に会費を納入しなければならない。

### (会費)

第 3 条 会員は毎年年会費を納入しなければならない。

2 会費は、会員ごとに別表に掲げるとおりとする。

3 会費年度は、原則として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとし、年度の途中で入会した場合でも会費の月割計算は行わない。

4 払い込まれた会費については、いかなる理由があっても返金を行わない。

### (特典)

第 4 条 会員の特典は、別に定める。

### (退会等)

第 5 条 会員は、いつでも退会通知を書面で提出することにより、退会することができる。

2 会員は、正当な理由がなく当該会費年度の開始日から会費を 6 ヶ月以上滞納した場合は退会したものとする。

### (除名)

第 6 条 理事長は、会員としてふさわしくない行為があった者を、除名することができる。

### 附 則

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 11 月 19 日から施行する。

別表

種 類	区 分	会費（年間）
普通会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人会員</li> <li>・団体会員 （法人及びその他団体）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">1, 000円</p> <p style="text-align: center;">10, 000円</p>
特別会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体</li> <li>・国及び地方公共団体に準ずる 法人又は団体</li> <li>・その他理事長が特別に認めた者</li> </ul>	<p style="text-align: center;">無 料</p>